

# 個人情報保護に関する規定

函館バス株式会社

# 個人情報保護に関する取り扱い規定

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 本規定は個人情報保護に関する法律（平成17年4月1日施行）に基づき、当社が講ずるべき保護措置について、その適正かつ有効な実施を図るために必要な事項を厳格に管理、規定するものとする。

### (適用範囲)

第2条 事業活動に伴う個人情報を自ら主体となって収集、利用する活動に対して適用する。

### (定義)

第3条 次に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- ①個人情報とは生存する個人に関する情報であつて当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述などにより特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。
- ②個人情報データベースとは個人情報を含む情報の集合物であつて、次のものをいう。
  - ア、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの。
  - イ、紙面で処理した個人情報を一定の規則（五十音順、生年月日順など）に従って整理、分類することにより特定の個人情報を容易に検索することができるよう目次、索引、符号などを付し、他人によつても容易に検索可能な状態に置いているもの。
- ③個人情報取り扱い事業者とは個人情報データベースなどを事業の用に供しているもの。

## 第2章 実施要綱

### (利用目的の特定)

第4条 個人情報の利用の目的をはっきりと特定する。

### (利用目的の通知)

第5条 個人情報を取得した場合はあらかじめ利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、または公表しなければならない。

- ①利用者および当該本人の情報を取得する場合はあらかじめ、その利用目的を明示する。
- ②利用目的を変更した場合は変更された利用目的を本人に通知または公表する。

(利用目的の制限)

第6条 本人の同意を得ないで利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。

(データ内容の正確性の確保)

第7条 個人データを正確かつ最新の内容を保つよう努める。

(適正な取得)

第8条 偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならない。

(安全管理措置)

第9条 個人データの漏洩、滅失またははき損の防止、その他の安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置を講じる。

① 組織的安全管理

- ア、個人情報保護管理者の設置
- イ、安全管理措置を講じるための組織体制の整備
- ウ、安全管理措置を定める規定の整備と運用
- エ、取り扱い台帳の整備
- オ、安全管理措置の評価、見直し及び改善
- カ、事故または違反への対処手続きの策定

② 人的安全管理

- ア、従事者の雇用および委託契約時に非開示契約を締結する
- イ、従事者に対する教育、啓発の実施

③ 物理的安全管理

- ア、入退館（室）の管理
- イ、盗難などに対する対策
- ウ、機器、装置の物理的保護

④ 技術的安全管理

- ア、個人データへのアクセス制御
- イ、個人データを取り扱う情報システムの監視

第3章 従事者への監督

(従事者の監督)

第10条 個人データの安全管理が図られるよう、扱う従事者の必要かつ適正な監督を行う。

#### (委託先の監督)

- 第11条 取り扱いを委託した個人データの安全管理が確実に図れるように委託を受けたものに必要かつ適切な監督を行う。
- ②個人情報の保護について十分な措置を講じている者を委託先として選定する基準を設けるよう努める。
  - ③委託契約時に明確化する。
    - ア、漏洩の防止、盗用の禁止事項
    - イ、範囲外の加工、利用の禁止
    - ウ、範囲外の複写、複製の禁止
    - エ、委託終了後のデータ返還、消去、破棄の事項
  - ④漏洩などの事故が発生した場合の報告、連絡事項
  - ⑤漏洩などの事故が発生した場合における委託先と委託元の責任の範囲

### 第4章 個人情報の制限および事項の公表

#### (第三者提供の制限)

- 第12条 本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならない。

#### (保有個人データに関する事項の公表)

- 第13条 保有個人データに関し、本人に知り得る状態に置く。
- ①取り扱い事業者の氏名または名称
  - ②すべての保有個人データの利用目的
  - ③保有個人データの適正な取り扱いに関する事項
    - ・取り扱い苦情申し出先
  - ④当該本人が識別されるデータの利用目的の通知を求められた時には遅滞なく本人に通知する。ただし、次に該当する場合はこの限りではない。
    - ア、保有個人データの利用目的が明らかな場合
    - イ、第2条①～②に該当する場合

### 第5章 開示に関する事項

#### (開示)

- 第14条 本人から当該本人が識別される保有個人データの開示を求められた時は本人に対し、書面の交付により遅滞なく当該保有個人データを開示する。

(開示などの求めに応じる手続き)

第15条 規定による求めに関し、求めを受け付ける方法を定める。

- ①開示などの求めの申し出先
- ②開示などの求めの提出書面、様式
- ③開示などの求めをする者が本人または規定する法定代理人の確認
- ④開示などの求めは代理人によってすることができる
  - ア、未成年者または成年被後見人の法定代理人
  - イ、開示などの求めをするにつき本人が委任した代理人

(利用の停止)

第16条 当該本人が識別される保有データが第6条、第8条、第12条の規定に違反して取得したものであることの理由によって当該保有データの停止または消去を求められた場合は、その求めに理由があることが判明した時に違反の是正をするため、必要な限度で遅滞なくデータの利用停止などを行う。但し、次の内容で本人の権利利益を保護するためこれに代わる措置をとる場合はこの限りではない。

- ①当該保有データの利用停止などに多額の費用を要する場合
- ②利用停止が困難と判断される場合

(理由の説明)

第17条 本人から求められた措置の全部または一部について、その措置をとらない場合、その措置と異なる場合は本人に対し理由を説明する。

(手数料)

第18条 本規定第13条②項および14条による開示を求められた時は、合理的と認められる範囲の手数料を徴収する。

(個人情報取り扱いによる苦情の処理)

第19条 個人情報の取り扱いに関する苦情処理に努める。

- ①取り扱いに関する苦情の適正かつ迅速な処理に努める。
- ②目的を達成するために必要な体制の整備に努める。

(漏洩の発生した場合の対処)

第20条 漏洩が発生した場合は次の措置を講ずる。

- ①データの漏洩が発生した場合は事実関係を本人に速やかに通知する。
- ②二次被害の防止、類似事案の発生回避から可能な限り事実関係を公表する。
- ③漏洩が発生した場合、事実関係を国土交通省に直ちに報告する。

(付則) この規定は平成17年4月1日から施行する